

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 DCM カーマ清水店
- (2) 届出日 平成31年1月10日
- (3) 届出内容 法第6条第2項に基づく変更届
(駐車場の収容台数)
(駐輪用の位置及び収容台数)
(荷さばき施設の位置及び面積)
(廃棄物等の保管施設の位置及び容量)
(大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻)
(来客が駐車場を利用することができる時間帯)

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保等、荷さばき施設の整備等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。